

岩手県告示第959号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）第12条第5項第4号の規定により、講習会を次のとおり登録した。

平成27年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

講習会の実施者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	実施期間
公益社団法人日本食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前二丁目6番1号	平成28年1月19日から同月 21日まで
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	東京都台東区下谷二丁目1番10号伊尾ビル内	
一般社団法人日本食鳥協会	東京都千代田区岩本町二丁目9番7号	